

第 27 回参議院議員通常選挙に伴う在外投票について

令和 7 年 7 月 3 日
在イラク日本国大使館
在エルビル領事事務所

今月、第 27 回参議院議員通常選挙が行われますが、当館（当事務所）では「在外公館等投票」は実施しません。

在外選挙人証をお持ちの方が投票を希望される場合には、他の在外公館等における「在外公館等投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちいずれかの方法により投票していただくようお願いします。

各投票方法の詳細等については、[外務省ホームページ](#)を御参照ください。

以上